

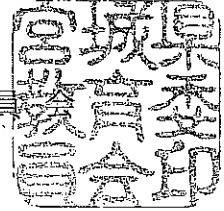


資料 1

教 企 第 63 号
平成 29 年 7 月 25 日

県立高等学校将来構想審議会会長 殿

宮 城 県 教 育 委 員



今後の県立高等学校の在り方について（諮問）

このことについて、県立高等学校将来構想審議会条例（平成 20 年宮城県条例第 4 号）第 1 条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

理 由 書

本県では、平成13年に策定した「県立高校将来構想」及び平成22年に策定した「新県立高校将来構想」に基づき、魅力ある高校づくりを目指して、志教育の推進や地域のニーズに応える高校づくり、生徒数の減少に対応した学級減や学校再編などの高校教育改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、「新県立高校将来構想」の策定から7年余が経過し、少子高齢化が急速に進展するとともに、東日本大震災の発生等により、経済環境や生活環境、地域社会の有り様は大きく変化しております。

高校教育についても、社会情勢が急速に変化していく中で、少子化の進展への対応、復興後を見据えた次代を担う人材の育成、地方創生やグローバル化への対応がますます重要となっています。さらに、様々な学習歴をもつ生徒一人一人が、個性や能力を活かして学び、地域社会の一員として能力を発揮していくことができるよう体制を整えていく必要があります。

このようなことに加えて、県教育行政の基本的な計画である第2期宮城県教育振興基本計画を平成29年3月に策定したことを踏まえ、次期県立高校将来構想を2年前倒しして策定することとし、宮城の将来を創造し支えていく人材の育成に向けて、多角的な見地から調査審議いただくため、県立高校教育が果たすべき役割や県内の高校の配置を含めた今後の県立高校の在り方について諮問するものです。